

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援委託業務 に係る企画提案募集要領

1 目的

この事業は「農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援」を実施することにより、『かっこいい・稼げる・感動する』農福連携にチャレンジし、地域共生を目指す農福連携事業者を応援することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援委託業務

(2) 業務内容

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援委託業務仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

3, 1 5 7, 2 7 6 円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- オ 消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと

- ケ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- コ 福井県から訴えを提起されていないこと
- サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年5月9日（金）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式第1号） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式第2号） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 (6) 国税の納税証明書 (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式第3号） (9) 役員等名簿（様式第5号）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年5月13日（火）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式第4号）により、令和7年5月9日（金）までに福井県障がい福祉課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和7年5月13日（火）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和7年5月16日（金）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本6部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援委託業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）による審査を実施する。なお、災害等不測の事態の発生等により書面審査となる可能性もある。

プレゼンテーションを実施する日時および会場については、別途参加者に対し電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

別表「企画提案書審査基準」に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援室

電 話 0776-20-0338

F A X 0776-20-0639

電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

(別表) 企画提案書審査基準

	評価項目		審査基準等
1	業務実施体制全般		受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。
			本業務の内容・趣旨を十分に理解し、適正な運用体制をとり、業務を適切に執行するノウハウを有するか
2	コンテスト運営	運営体制等	コンテスト参加事業者にとって必要なフォローを行う体制はあるか。
		コンテスト内容	申請者のみならず県内の福祉事業者や農業事業者にとっても有益な情報を提供できる実施方法であるか。
		広報	申請対象者に対し、コンテスト開催の意図が明確に伝わるような工夫がされているか。
3	伴走支援		選定事業者にとって有意なコンサルティングの実施が可能な体制がとられているか。
			伴走支援の回数や頻度は適当であるか
			選定されなかった事業者にとって必要なフォローを行う体制はあるか
4	スケジュール		仕様書（案）で提示したスケジュールに沿った、円滑な遂行が可能か
5	見積金額・経費		経費節減が図られ、適正な見積額となっているか。

(別紙 1)

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

(1) 農福連携ビジネスプランコンテストの周知・広報

- ・参加対象者は、これから農福連携等に取り組むことを予定している、または、さらに農福連携等の取り組みに磨きをかけたい福祉事業者および農林水産事業者とし、事業の実施意図を明確に伝えるとともに、農福ビジコンへの参加意欲および農福連携等への興味が喚起される効果的な広報方法について提案すること。
- ・事業に関する説明会の開催方法について提案すること。

(2) 農福連携ビジネスプランコンテスト参加者の募集

- ・農福連携ビジネスプランコンテストの参加目標者数を明記すること。
- ・参加者募集に関する体制を明記すること。

(3) 審査の実施

- ・審査について、2段階で実施するものとし、広く意見を取り入れながら公平な審査ができるよう、審査の内容（委員による審査、一般の事業者による審査等）や方法（審査会の開催、オンライン投票の実施等）について工夫し提案すること。
- ・審査の過程において、参加者以外の福祉事業者や農林水産事業者にとっても有益な情報を提供できるものとなるよう工夫を提案すること。

(4) 伴走支援の実施

- ・選定者に対する伴走支援の期間は令和8年3月31日までとすること。
- ・伴走支援の内容は提案されたプランを実現し、さらに発展させていくための総合的な支援のほか、伴走支援終了後（令和8年度以降）も継続して事業運営できるよう事業者の基盤となる経営力を強化する視点も含んだものとすること。

(5) 事業成果の公表

- ・農福連携等の促進に向けた機運を醸成するため、実施した支援の内容や結果について、ホームページ等を通じて広く公表するなど、本事業の効果を横展開する取り組みを提案すること。

(6) その他

- ・参加者のうち、コンテストで選定された事業者以外の者に対するアプローチについても明記すること。

※必ずしも直接的な支援は要しないが、本事業に参加したことでこれまで以上に農福連携等に取り組めるような仕掛けを要する。

2 経費

- ・予算額 3,157,276円（消費税および地方消費税を含む。）を上限として業務に関する費用の概算額およびその内訳を詳細に記載すること
- ・費用のうち 2,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）
【1,000,000×2件】は、コンテスト選定者に対する支援金とすること。

- ・上記予算額には、令和８年４月１日～令和９年３月３１日までの伴走支援の費用は含まないものとし、その費用は別途記載すること。（消費税および地方消費税を含む。）

３ 事業実施のための組織体制

- ・責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴（氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験）等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。
- ・これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

４ 事業スケジュール

- ・契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。